

第5回 安城市自治基本条例検証会議

日 時:平成26年11月5日(水)9:30～12:00

場 所:文化センター 1階 美術展示室

出席者:【市民 13名】

新、岡田、荻野、神谷、桐生、小森、酒井、鈴木、鳥居、早川、林、森、藤谷(敬称略)

【事務局 6名】

神谷課長、仲道、原田、石原(企画政策課)

中屋敷(行政課)、澤田(市民協働課)

【ファシリテーター(進行役) 2名】

加藤、榊原(まち楽房)

欠席者:【市民 1名】

佐地(敬称略)

資 料:おしながき、第4回グループシートまとめ、第4回アンケートまとめ、第4回議事録、「安城市のまちづくりに関する条例の相互関係」、「安城市自治基本条例施行後の主な取り組み『＝成果』について」(あんねっと 小森さんの資料)、「自治基本条例 市民が主役のまちづくり」(あんき会発行)

記 録:榊原

【議事録】(以下、敬称略)

1. 開会のあいさつ

事務局:ただいまより第5回の検証会議をはじめさせていただきます。本日は傍聴者が4名いらっしゃいます。傍聴の方は発言できません。グループ討議をしていますので、傍聴の方は席を移動していただいても構いませんが議論に影響があることは控えていただくようお願いします。

2. 前回のふりかえり

進行役:今日は、3回連続の固定メンバーで話をさせていただくシリーズの最終日です。議題⑦の「見直し」から、議題⑩の「その他」までを予定していますが、班ごとに進捗状況が違っているので、前回積み残したものがあれば、補いながら時間を使っていただければと思います。では、前回のまとめを見ながら、簡単にふりかえりたいと思います。
(グループシートまとめを見ながら、前回のふりかえり)

3. プチレクチャー(論点の共有)

進行役:では、今日の論点の確認をしたいと思います。「グループワーク参考資料」をご覧ください。(資料説明)何か質問はありますか？

委員:市会議員の方が行政調査ということで全国を視察しているのですが、津軽海峡や明石海峡、関門海峡など、シーレーンで自衛隊の基地がある所ばかり行っているのが不思議に思ったんです

が、何かつながりがあるんでしょうか？安城市は何か関わっているんですか？

事務局：承知しておりませんが、たまたまではないかと思います。

進行役：いまのご質問は、今日の議題に直接関係ないですし、今、誰も正確なお答えができないと思うので、そういう気づきがあったということを共有するところまででいいですか？

委員：はい。

4. 自治基本条例と市民参加・協働の仕組みの関係について(市民協働課 澤田さん)

進行役：次は、今日の議題に関わることについての情報共有です。まずは、自治基本条例ができてから、市民参加や協働に関わる条例や仕組みができていますが、それらがどういう関係になっているのかについて。今までも、「関連する条例がどんどんできて困る」という意見や、逆に「関連する条例や仕組みが参加や協働を推進するエンジンになっている」という意見が出ていました。事務局から紹介をしていただきます。

事務局：資料「安城市のまちづくりに関する条例の相互関係」をご覧ください。自治基本条例の中に「市民参加と協働の原則」があって、これが屋台骨になっていることはご理解いただいていると思いますが、それらを進めていくために、いろいろな仕組みが必要になってくるということで、自治基本条例ができて、市民参加と協働をセットにして推進していくための仕組みを考えていきたいと思います。ということで、平成21年に「市民参加条例と協働の指針を考える市民会議」と「市民参加条例と協働の指針策定審議会」を立ち上げました。「市民会議」の方は、公募市民、社会福祉協議会、職員など30名ほどで組織したものです。「審議会」は、公的な団体や企業、市民団体、学識経験者など15名。自治基本条例を参考に実施しました。ここでご協議いただいて、平成23年に「市民参加条例」、平成24年に「協働に関する指針」と「市民協働推進条例」を策定しました。

「市民参加条例」については、自治基本条例の14条で「市民参加の手法を用意します」と謳われています。この条例では、「市民参加の対象」や「市民参加の方法」などを明示しています。運用については、市の取り組みを毎年調査して「市民参加評価会議」に諮って、正しく市民参加が進んでいるかをご審議いただいています。

「協働に関する指針」は、市が協働を進めていくための設計図のようなものです。それをふまえて、「市民協働推進条例」が策定されました。条例の制定については、市長のマニフェストにも「協働条例制定及び自主活動補助制度の創設をしていく」と謳われていて、それを具現化するという側面も持っています。また「市民協働推進条例」の第8条、9条に基づいて、総合的に施策を策定して実施していくということが謳われています。

具体的にどんなことをやっていくのかについては、平成25年に「市民協働推進計画」を策定しました。この計画の基本方針として、主に①情報発信、②人材の育成、③場と支援、④体制・仕組みの4つを掲げています。25年度にスタートして、協働を推進していくためにすぐに取り掛からなければいけない直近の課題として4つ掲げています。1つめは「職員の意識を変えるための研修」、2つめは「協働のまちづくり人の養成講座」。これは市民も職員も含めて勉強していただく講座です。3つめは「協働事業事例集の発行事業」、4つめは「市民活動補助事業」。これは地域の諸課題を解決するための活動をしている団体に対して補助金を支援する制度です。

事業費は年間100万円。25年度は5団体に計60万円交付しています。26年度は9団体に満額の100万円を支給する予定です。この補助事業は、公開の場でプレゼンをしていただき、審査をして決定した事業に対して交付するというやり方です。年度末には「わくわく交流会」で活動成果を報告していただいています。補助事業の財源は「市民協働推進基金」。これは、事業の趣旨に賛同した市民や事業者からいただいた寄付と同額を、市から出して積み立てるというもので、いろんな活動をご理解いただかないと基金が底をついてしまいます。

5. 自治基本条例の効果や市民参加について

進行役：安城市で市民参加や協働に関して活動している団体が「あんねっと」。「協働事例集」をつくるなど、協働を推進するための啓蒙活動などをされています。アンケートの中にも「あんき会さんやあんねっとさんから直接生の声を聞いてみたい」という声があったので、代表者の小森さんから、これまでどういう取り組みをしてきたか、またその手ごたえ等についてお話しいただきます。

委員：第2回検証会議の時に事務局から配られた「自治基本条例施行後の主な取り組み」という資料がありますが、これらの取り組み自身が、議題⑧の「条例の効果」だと思います。この資料だと、項目が並んでいるだけで具体的にどういうことをやったのかわからないと思うので、どこを見たらこの成果や取り組み内容がわかるかという見方についての資料を私の方で「安城市自治基本条例施行後の主な取り組み『＝成果』について」としてまとめてきました。

6条の「知る権利」の(1)「市公式ウェブサイト『市民の声』」については、市のホームページの「市政情報」のところの「市民の声」をクリックしていただくと、「ご意見BOX」や「市長へのメール」での意見に対し、市長が「こういうふうに取り組みます」ということをまとめたものが出ています。

市がやっていることは市のホームページにアップされているんですが、なかなかホームページを見ないということで、フェイスブックやツイッターのIDがなくても、登録しておくと思えば見に行くことができるし、フォロワーになっていれば、フェイスブックやツイッターを通してホームページの情報が更新されたという情報を得ることができます。

(4)の「あんみつ」も同じような形になっています。

(5)の「ママフレ」は、今の若いお母さん達は、ほとんど紙は見ずにフェイスブックなどでやりとりしているということで、子育て情報は「ママフレ」を登録して見ているお母さんが多いんじゃないかと思います。この世代の人にアンケートをすれば、きっと「非常に有効だ」という回答が得られるだろうと思います。市のいろんな情報を「知る権利」ということを通して設けています。

7条「市民参加の権利」については、(1)の「eモニター」は、市のホームページの「市政情報」の中の「eモニター」を見ると、登録条件も書いてあるし、参加の手続きができるようになっています。2か月に1回くらい、メールで「アンケートに答えてください」と言われるのですが、その時、前回の結果も含めてホームページに掲載されます。

(2)の「事業仕分け」は、国がやった事業仕分けと同じようなことを安城市でしています。ホームページには、3年間の事業仕分けの総括、今後の方向性、仕分けをした「事業仕分け委員会」からの意見書も出ています。ここでの市民参加は、例えば平成23年度は2つの場を設けていて、それぞれ20人、無作為抽出の中から応募があった方から選任された市民判定人がやっています。事業仕分けによって、3年間で66事業1億5千万円相当の効果があったということが

載っています。

(3)の「公開レビュー」は、3年間の事業仕分けをやった後に公開で議論するもの。これも20人ほどの市民評価員が参加してやっています。

(4)と(5)は市の資料には載っていなかったんですが、「市民参加推進会議」や「市民協働推進会議」の中で、市がどのように市民参加や協働をやっているかが公開されています。

12条の「市長等の責務」について。(1)の「まちづくり人養成講座」は市民と行政が入ってやっている。これも市のホームページの「市政情報」のところの「市民参加と協働」の「まちづくり人養成講座」をクリックすると、内容が載っています。

14条の「市民参加の手法」について。「市民参加条例」では「市民参加の対象」と「市民参加の方法」という大きく2つのことを言っています。「市民参加の対象」では、どういう場合に市民参加を求めなければいけないかが書いてあります。市政に関する基本的な方針を定める時、総合計画を定める時、制度を導入する時、大きな施設をつくる時には市民参加をしなければいけないと定められています。「市民参加の方法」については、従来からある審議会や、パブリックコメント、市民説明会、そしてワークショップを入れている。この検証会議も1つのワークショップの方法です。ワークショップについては、私が最近参加させていただいた2つの事例が載せてあります。「健康日本21」は、第1次が終わって第2次になる時に、ワークショップがつくられました。「図書情報館」は、特にソフトの問題をどうしていくかを考えるということで、ワークショップをやりました。ワークショップは終わりましたが、そこに参加した人たちで市民の側からやっていこうということになって、それを行政が支えるという形で進んでいます。こうして市民自らまちづくりをやっていく形が進められているのは、条例がつくられた1つの効果かなと思います。

「市民参加条例」の第11条に「市民政策提案手続」というものがあります。前回、佐地さんが少年少女合唱団のチラシを配られていたのですが、これは市の「市民公募文化事業」の助成を受けて行われています。すごく苦勞してこの事業の制度をつくられたんですが、こういったことを制度的に支えるのが、この「市民政策提案手続」です。この制度に則れば市民からこういう提案ができる。この制度があれば佐地さんはあれほど苦勞されなかったんじゃないかと思います。

「コミュニティ支援」のところの「市民活動補助金」については、例えば今年、「安城七夕ふれあい将棋大会」をしました。去年は「ワンコイン講座」というのが採用されてやっている。自治基本条例には、こういった効果もあるということです。

進行役:ありがとうございました。自治基本条例が参加や協働の仕組みに繋がって、実際にどのように運用されて活動を活発にしているのかがよくわかりました。

6. これまでの条例認知度向上の取り組みについて

進行役:では今度は、自治基本条例をつくったあとの「育てる会」のほうの「あんき会」の代表をしていらっしゃる荻野さんから、説明をしていただきます。「あんき会」さんが手作りでつくられたお手元のパンフレットをご覧ください。

委員:私は市民が主役のまちづくりをしていくための自治基本条例だと思っています。自治基本条例と言ってもなかなかわかりにくいよね、子ども達、小学校高学年から中学生に「まちづくり」と言ってもわかりにくいよねということで、「まちづくりの木」を基本にして最初の方の説明のページをつ

くっております。例えば4の「参加しよう」のところには、「市民」、「議員」、「市長・職員」と書いてありますが、「行政」、「議会」という言葉で書かれているのと基本的には同じで、少し簡略化されて書いています。また、市民のみんながどんな活動をしているのかということ子ども達に分かってもらうために、写真のところをつくりました。(活動の説明)。これを作った反省は、ちょっと漢字が多かったこと。小学生には難しかった、ふりがなを付けなければいけなかったというのがちょっと後悔していますが、内容はこんな感じです。

7. グループワーク

進行役: ありがとうございます。今、3つの情報提供をしていただきました。残り時間も限られているので、どうしても全員で確認したいことがなければグループワークに進みたいと思います。

委員: 刈谷市が「われら、森をよくし隊」という冊子をつくっているの、参考のために持ってきました。

委員: 前回の議論でも出たんですが、市民参加というのが「決定権」なのか「提案権」なのか。参加自体は誰がしてもいいと思うんですが、住民の税金を使うのを決定するのに、住民じゃない人、参政権を持っていない外国人が入るのは違法、憲法や地方自治法の違反だと思います。

WEBサイトやフェイスブック、ツイッター、eモニターとかありますが、ネットを使わない人はどうするのか？格差が広がっちゃっているのかなと思う。ここで「反対だ」「賛成だ」といろいろ言っても、我々は少数。圧倒的多数の民意は無関心。知っている人だけが利用できて、知っている人だけが金をもらえて、自分達の活動を自由にできるということでもいいのか。例えば私は協働推進委員会に応募したけど落とされちゃったんですが、そういう反対意見は排除されるのか。

進行役: この話は前に出ていて、市は「提案権です。市役所というフィルターがあり、議会での議決を経るという過程を踏むので、公正な手続きでやっています」というお答えをしていたと思いますが、これはグループ内で、もう一度頭に入れて話をしていただければと思います。

ウェブやフェイスブックやツイッターについては、「デジタルディバイド」という言葉があって、参加の度合いを広げようとして、逆に格差が広がっているんじゃないのか、というご指摘。これは両面あると思います。また、ほとんどの民意は「無関心」ではないかというのはその通りですね。参加や協働を標榜するのであれば、普通の市民をどう巻き込むのか、どう認知度を上げるのかは切り離せない課題だと思います。その辺りのことも頭の片隅に置きながら、今から70分間、班内で話をしていただいて最後に共有しようと思います。時間配分に気をつけて、大事なものから先に話すようにすると思います。いつものように、進行役と記録係を決めてから議論を進めてください。よろしくお願いします。

8. 発表共有

<Cグループ>

委員: 「条例の見直し」、「わかりやすさと認知度向上」、「意義・効果」の3つについては、意見が完全に分かれています。「その他」の項目では意見の一致をみえています。

「条例の見直し」については、「市民の定義」で外国の方、市外在住の方を主体として考えていくと大きく不安が残るということで見直すべきという意見がありました。「審議会」は、少数の人の意見がそのまま通ってってしまうのは非常に不安が残るので、条例は見直すべきだという

意見もあります。「最高規範」の位置づけは、条例は並列なので、「最高」や「模範」とか「宣言的」という言い方はおかしいので見直しは必要であろうという意見です。一方で、「条例の見直し」は現行の条文に問題はない、自治基本条例も他の条例も同じ改正手続で、何ら問題はないという肯定的意見もありました。

「意義と効果」については、悪影響ばかり、こんなに怖いものはない、という意見もあります。条例とつながっているかどうかはわかりませんが、安城市の自治基本条例ができて以後、交通事故が増え、警察が多くなっているんじゃないか、バイクが夜中にガンガン鳴っていて夜も寝られない状況が平成21年以降起きている。悪影響じゃないかということです。それから、80%以上がこの条例を知らないということで効果が少ないということです。その一方で、自治基本条例は自治の基本事項を定める条例であり、自治基本条例で定めた事項を実践するには個別条例や施行規則、実施計画、さらに具体化して実施されます。それが市民参加条例であり、市民協働に関する指針、市民協働推進計画、市民協働推進基金ということで、条例は意義のあるものだという意見もありました。

わかりやすさと認知度については、不明点が多いのでわかりにくい、認知度の向上をしましょうということでした。

「その他」については、地域のコミュニティ活動の活性化は大事である、あんき会、町内会、ボランティアの方々は本当によく頑張っているし、いいことをたくさんやっていると、そういう力は活かすべき、活動を是非進めてほしいということで意見が一致しました。ただ、そういった方々への援助は、もう少し自由裁量権を与えて、寄付の基金ではなく違う形で援助が自由にやれるといいなということでした。

委員：最後の自由裁量のところは、グループではなく、個人の意見です。

<Aグループ>

委員：「条例の見直し」については、現行では「条文を変更する場合は、市長が市民参加の検証の結果に基づいて必要な措置を講ずる」ということで、今は議会の過半数で議決できるということで、「最高規範ならもっと重い条件でなくていいのか」という意見もありましたが、上位の法律によって変更できないということだったので、このままでということになりました。ブルーの囲みの「検証会議のメンバー」に対しての意見については、「もっと幅広い年代から」、「50代の働き盛りの男性も」、「半数は女性から」という意見になりました。

「条例の意義・効果」について。条例が必要なのかどうかについては、「まちづくりには協働が必要であり、市民がまちづくりに参加するという点において、この条例が必要だ」という意見でした。今までは市役所がしていたことを、市民が主体となってやる時代になったので、この条例が必要だということです。どうして必要かというと、何かやるときにはお金がいるし、行政がやれないことを行う時に補助金が出ることもあるということ、お金が出ないとしても市民が提案して活動を行ったりすることによってまちづくりが活性化するという点もあるのかなということです。また「理念の押しつけじゃないか」という意見がピンクの箱の中にありましたが、「これは基本的な心構えだということなので押し付けとは感じない」というのが私達のグループの意見でした。この条例ができる前からある活動もあるし、条例ができてからの活動もありますが、「すべての活動

の位置づけとなるものだ」と私達は思いました。

「条例のわかりやすさと認知度の向上」については、子どもにもわかるように、子どもの時から意識づけすると良い、子どもにもわかるパンフレットがあると良い、中学生も理解できるようなものを、ということでした。じゃあ誰が子どもに伝えるか、先生なのかボランティアなのか、市職員なのかということですが、ボランティアの人ができるという話を話しました。また、大人については、先生の研修、親、地域の人にどうするかということで、大人への認知度をどう考えるかが課題かなと思いました。それから、パンフレットについては、平成22年に配布されたものは各家庭に保存されていないと思うので、回覧板の表紙に載せて1年間回してはどうかかという意見がありました。

対立したのは、「条文そのものをもっと短くしたほうがいい」という意見と、「条文はそのままでもいいから要約版を作ったらいんじゃないか」という意見です。

その他、市民憲章とどう関連付けるかということで、市の行事で毎回市民憲章を唱和していますが、例えば「まちづくりの木」くらいは紹介できたらいいのかなという意見が出ました。

<Bグループ>

委員：前回積み残した「市政運営」については、条例自体は言葉が難しいので、具体例を書かないとわからないということ、具体的に困っていることがないなら要らないでしょうという意見があります。また、言葉をわかりやすくするのはいいけれど、読む人によっていろんな解釈ができて困るので、そこは確保しないといけないということです。

「条例の見直し」についてですが、市長に提言したり提案したりという附属機関には条例なり法律の根拠がある。そうでないと違法です。26条がこの根拠になりうるのか。根拠がなければ検証会議でいくら頑張っても単なる意見の表明であって、検証に繋がらない。26条の位置づけがどうなのかという疑問がありました。また、こういう会議は住民自治が基本であり、議長や副議長は市外の人や外国人でも、どこから引っ張ってきた教授でもなく、住民じゃないとおかしいという意見でした。スケジュールについては、最初のスケジュールでは改正案とかまで言及しているけれど、そこまでいけるだけの法律的な根拠になっているのかということでした。あとは、方法や表現が難しすぎてわからないということ、意見を言うだけなら、わざわざ集まらなくても、片寄らないように無作為でアンケートを取るだけでもいいんじゃないかという意見です。また、この条例は憲法とか最高規範というような重いものなので、5年でパカパカ見直してしまうのは違和感があるという意見がありました。それに対しては、認知度が低いことや、外国人は税金を払っていないことなど、5年のうちに分かっていくこともあるので、それを織り込んでいくこともあるんじゃないかという意見がありました。

「条例の意義・効果」について。条例をつくる時に議会が新潟市に視察に行ったんですが、新潟市は合併をして、どのように行政を統一した考え方でやっていくのかということで非常にもめていて、自治基本条例をつくった。そういう必要性があった。そこでは、基本的なルールづくりであって、最高規範とは言っていないらしいんです。なぜそういう条件が違ふところに視察に行ったのかわからない。納得できる必要性が安城市にあったのかという意見がありました。

交流センター登録というのがあって、これでお金をもらえる団体と、もらえない団体が出てくる

のはおかしいんじゃないかという意見。みんなにあげていたらお金が足りなくなります。

条例があることによる悪影響に対して、例えば夕張市みたいに破綻した時に誰が責任を取るのか。353億円の借金で、市長が辞めて議員が辞めても借金は返らない。サービスを減らして税金を上げて、払っていくのは住民。安城市でああいうことが起きたとき、市外の人へのせいにして解決しないんです。

「わかりやすさと認知度の向上」については、あんき会さんががんばってこられたという話ですが、方法はともかくとして、附則として入っているところが他の条例と違うところ。広報活動をしろという条例は珍しい。この条例が本来の目的を達成するためには、ある程度知られないと少数者支配になっちゃう、知っている人だけが得をする条例になっちゃうから、こういう決まりがあるんですが、それができているか。目標が必要じゃないか。認知度は、最低2割とか3割は。それから、低い認知度のままやってきたことの正当性はあるんですかということです。あとは、確認の方法について、一旦アンケートを取っていると、全員知っていることになっちゃうので、適切な方法を考えないといけないということでした。

委員：別紙で作る…今の文章だと難しいし、興味を持つ人が少ないので

委員：逐条解説みたいなもので、もっとやさしい、わかりやすいもの、具体的なことを

委員：マンガとか

委員：もっとやさしい文章で書きましょうということです。

9. 閉会のあいさつ～次回の案内

進行役：ありがとうございます。3回、短い時間の中で、ほんとうに有意義な議論をしていただきました。

事務局に進行をお返しします。

事務局：回数を1回増やすということで、皆さんの予定を集計した結果、全員出られる日がなくて、3名の出られない方には申し訳ないのですが1月29日（木）夜7時から2時間程度で開催させていただきたいと思います。場所は改めて通知させていただきます。しばらく間が開いてしまいましたが、よろしくお願いします。本日はありがとうございました。

以 上